

子どもの権利条例について

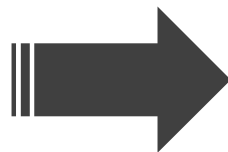
教育福祉委員会

委員長 山田かずひこ
伊藤祐司 大島令子

副委員長 林みすず
加藤和男 佐野尚人

子どもを取りまく環境の変化

- 少子化
- 核家族化
- 地域連携の希薄化



子育ての不安や
負担感の増大
虐待、いじめ



子どもの権利擁護の必要性

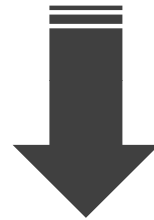
長久手市の課題解決のため視察

- 子どもの権利条例
- 第三者機関による相談窓口
- 子ども・子育て家庭の相談体制

長久手市にないため、子ども権利条例を制定している、兵庫県宝塚市・兵庫県尼崎市に視察

宝塚市

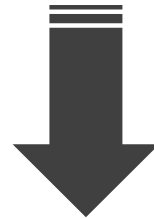
平成19年 「宝塚市子ども条例」 制定



- 計画策定や子ども育成に関する施策を総合的に推進するために、「子ども審議会」「子ども未来部」設置
- 計画推進のための財政基盤として「子ども未来基金」を創設
- 毎年、新小学4年と中学1年を対象にパンフレットを配布し、条例を周知

宝塚市

平成26年 「子どもの権利サポート委員会 条例」 制定



- 独立性を確保した公的第三者機関である
- 執行機関との連携を図りながら、公平中立な立場を生かして子どもの気持ちを尊重して改善を求めている。
- 相談⇒調整・調査⇒提言という制度により子どもの権利救済を保障している。

宝塚市の啓発活動

- 小・中・高等学校へのお便りの配付
- 啓発グッズ（ダイヤルカード、リーフレット、クリアファイル（小3のみ）、赤ボールペン（小6、中3のみ））の配付



- 子どもの権利サポート委員による講演会、活動報告等の実施

尼崎市

平成21年 「尼崎市子どもの育ち支援条例」 制定

地域社会の子育て機能の向上

地域主体のネットワークづくりの側面からの支援等、地域社会の子育て機能の向上につなげるための仕組み

子育てコミュニティソーシャルワーカーの配置（2名）

要支援の子どもへの支援

虐待やいじめ、不登校、非行等の問題を抱えた子どもを関係機関等が連携して支援する仕組み

スクールソーシャルワーカー等の配置（6名）

尼崎市

- 子どもの教育に関する悩みや子育てに不安を感じる保護者
- 子どもや子育て家庭を取り巻く状況が多様化、複雑化、深刻化
 - ⇒ 発達障害やその疑いのある子どもの増加
 - ⇒ 児童虐待の相談件数の増加
 - ⇒ いじめ、不登校、集団不適應に悩む子ども

『子どもの育ち支援センター』の開設

尼崎市子どもの育ち支援センター

- 平成31年秋頃 開設予定
- 拠点施設として設置し、福祉、保健、教育と連携
- 子どもや子育て支援に係る専門集団を配置
- 子どもや子育て家庭の相談をワンストップで受け止め、支援を実施
- 一人ひとりの子どもの支援歴等の記録を一元的に把握する電子システム（電子カルテ）を構築し、迅速かつ適切な支援
- 場合によっては、より高度な専門支援機関へつなぐ中核施設

子ども条例制定に対する**長久手市の現状と考え方**

子ども条例は「子どもの最善の利益」の実現を目的としており、その実現のためには施策の実効性が不可欠。

本市では

- 子どもの擁護
⇒家庭児童相談室
- 家庭環境への支援
⇒家庭児童相談室・子育て支援センター
- 子どもの特性への支援
⇒すぎのこ教室
- 地域支援
⇒障がい者相談支援センター

等、さまざまな視点から多様な取組を実施している。

子どもの権利救済を図る専門機関に 対する**長久手市の考え方**

● 児童館事業、放課後児童クラブ、子どもの生活学習支援事業等、さまざまな子育て支援施策を行っている。

● 「専門機関による相談窓口」という直接的な窓口ではなく、「個々の居場所」でのコミュニケーションの中で子どもの思いを受け止めたり、専門相談につないでいく等して、子どもの権利救済を図っていきたいと考えている。

子ども家庭総合支援拠点に対する 長久手市の考え方

- 類似した機能として、母子保健からのアプローチの拠点としての子育て世代支援包括支援センターがあり、健康推進課及び子育て支援課の両課を位置付けている。
- 子ども家庭総合支援拠点は、まずは市での設置を想定しており、国や県の指針の動向を注視しながら、前向きに検討していく。

まとめ

教育福祉委員会として

子どもは未来への希望であり、地域の宝である。社会問題化しているいじめや体罰という子どもへの人権侵害に対して、安心して相談できる第三者機関窓口の体制を整える必要がある。

「子ども権利条例」「子ども家庭総合支援拠点」の設置も含め、今後取り組むべきだと考え、みなさんの意見を聞かせてください。

ご清聴ありがとうございました